

北 海 道

森林土木工事共通仕様書

令和3年4月版

北海道水産林務部

第 1 編 森林土木工事共通仕様書 (本文)

第1章 総則

第1章 総則

1 総 則

1-1	適 用	総1
1-2	用語の定義	総1
1-3	設計図書の照査等	総3
1-4	請負代金内訳書	総3
1-5	工事工程表	総3
1-6	施工計画書	総3
1-7	契約図書に基づく処理方法	総5
1-8	工事カルテ作成、登録	総5
1-9	工事監督員	総5
1-10	現場技術員	総5
1-11	工事用地等の使用	総6
1-12	工事着手	総6
1-13	工事の下請負	総6
1-14	施工体制台帳及び施工体系図	総6
1-15	受注者相互の協力	総7
1-16	調査・試験に対する協力	総7
1-17	工事の一時中止	総8
1-18	設計図書の変更等	総8
1-19	工期変更	総8
1-20	支給材料及び貸与品	総9
1-21	工事現場発生品	総9
1-22	建設副産物	総9
1-23	工事監督員による検査（確認を含む）及び立会等	総11
1-24	数量の算出及び出来形図	総12
1-25	工事完成検査	総12
1-26	でき形部分等検査及び指定部分検査	総12
1-27	中間検査	総12
1-28	部分使用	総13
1-29	施工管理	総13
1-30	履行報告	総13
1-31	使用人等の管理	総13
1-32	工事中の安全確保	総13
1-33	爆発及び火災の防止	総15
1-34	後片付け	総15
1-35	事故報告書	総15
1-36	環境対策	総15
1-37	文化財の保護	総18
1-38	安全管理	総18

1-39	諸法令の遵守	総21
1-40	官公庁等への手続等	総23
1-41	施工時期及び施工時間の変更	総24
1-42	工事測量	総24
1-43	林班界標等の保護	総24
1-44	提出書類	総24
1-45	天災及びその他不可抗力による損害	総25
1-46	特許権等	総25
1-47	保険の付保及び事故の補償	総25
1-48	社内検査	総25
1-49	道産品の使用	総26
1-50	環境物品の使用	総26
1-51	季節労働者等の雇用	総26
1-52	技能士の活用	総26
1-53	起終点杭又は竣功杭の設置	総26
1-54	前生樹の保存	総27
1-55	高度技術・創意工夫	総27
1-56	特定外来生物（植物）について	総27
1-57	暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	総29
	段階確認一覧表	総30
	工事施工協議簿	総31
	立会願	総32
	段階確認願	総33
	請負工事社内検査実施結果報告書	総34
	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書	総35
	「特定外来生物の防除」の看板（記載例）	総36
	特定外来生物の防除従事者証交付願	総37
	「特定外来生物の防除従事者証」	総38

第1章 総 則

1 総 則

1-1 適 用

- 1 森林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、北海道水産林務部が発注する森林土木工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 受注者は、共通仕様書の適用に当たっては、「北海道水産林務部請負工事監督要領」（以下「監督要領」という。）及び「北海道請負工事検査要領（以下「検査要領」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者は、これら監督、検査（工事完成検査、でき形部分等検査）に当たっては、地方自治法第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。
- 3 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 4 契約書、特記仕様書、図面、又は共通仕様書の中に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は工事監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 5 設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非S I 単位とが併記されている場合は（ ）内を非S I 単位とする。受注者は、S I 単位の適用に伴い、端数処理の方法が（ ）内に示されたものと異なる場合は、工事監督員と協議しなければならない。

1-2 用語の定義

- 1 「工事監督員」とは、「監督要領」で定める監督業務を行う者で、主任監督員、監督員を総称していう。
- 2 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 3 「設計図書」とは、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 4 「図面」とは、入札に際して発注者が示した位置図・設計図及び参考図、発注者から変更又は追加された位置図・設計図及び参考図、設計図のもととなる計算書及び工事数量総括表等をいう。なお、設計図書に基づき工事監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、工事監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。
- 5 「仕様書」とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
- 6 「共通仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
- 7 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。なお、設計図書に基づき工事監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し工事監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。

- 8 「現場説明書」とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
- 9 「質問回答書」とは、現場説明書及び現場説明において入札参加者が提出した契約条件等に関する質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- 10 「指示」とは、契約図書のと定めに基づき、工事監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
- 11 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは工事監督員又は受注者が書面により同意することをいう。
- 12 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 13 「提出」とは、受注者が工事監督員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 14 「報告」とは、受注者が工事監督員に対し、工事の状況又は結果について書面により知らせることをいう。
- 15 「提示」とは、工事監督員が受注者に対し、又は受注者が工事監督員又は検査員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- 16 「通知」とは、発注者又は工事監督員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について書面により互いに知らせることをいう。
- 17 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合はファクシミリ及びEメール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
 - (2) 電子納品を行う場合は、別途工事監督員と協議するものとする。
- 18 「確認」とは、工事監督員、検査員又は受注者が契約図書に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との整合を確かめることをいう。
- 19 「立会い」とは、契約図書に示された項目について、工事監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- 20 「施工検査」(以下「検査」という。)とは、契約図書に示された項目について、受注者の測定結果等に基づき工事監督員が臨場等により、出来形、品質、数値等を確認することをいう。
- 21 「段階確認」とは、契約図書に示された施工段階において、工事監督員が臨場若しくは机上により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
- 22 「工事完成検査」とは、検査員が契約書第30条、第36条、第37条に基づいて受注者が契約内容に適合した履行をなしたかどうかを確認することをいう。
- 23 「検査員」とは、契約書第30条第2項の規定に基づき、工事完成検査を行うために発注者が定めた者をいう。
- 24 「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質、又は特記仕様書に指定がない場合には、工事監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質、又は、工事監督員の承諾した品質をいう。なお試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は受注者の負担とする。
- 25 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

- 26 「工事開始日」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。
- 27 「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量を開始することをいう。）、又は工場製作を含む工事における工場製作工の、いずれかに着手することをいう。
- 28 「工事」とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。
- 29 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
- 30 「仮設工事」とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なとされるものをいう。
- 31 「現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所をいう。
- 32 「現場代理人」とは、契約の適正な履行を確保するため、現場においてその運営、取締り及び契約関係実務を処理する受注者の代理人をいう。
- 33 「ワンデーレスポンス」とは、問い合わせ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。1日で対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。
- 34 「JIS規格」とは、日本産業規格をいう。
- 35 「JAS規格」とは、日本農林規格をいう。
- 36 「SI」とは、国際単位系をいう。
- 37 「現場発成品」とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

1-3 設計図書の照査等

- 1 受注者からの要求があり、工事監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。貸与した原図は受注者の責任で保管し、原図に損傷を与えた場合は復元の上、工事監督員が指示した期日までに返却すること。
- 2 各種の基準類等、市販・公開されているものについては受注者の負担において備えなければならない。
- 3 受注者は、「設計図書の照査ガイドライン」を参考に、施工前及び施工途中において、自らの費用で契約書第17条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、工事監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は工事監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければならない。
- 4 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を工事監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1-4 請負代金内訳書

受注者は、契約書第3条に従って「請負代金内訳書」を作成し、工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

1-5 工事工程表

受注者は、契約書第3条に従って「工程表」を、工事内容に応じて作成し、工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

1-6 施工計画書

- 1 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施

工計画書を工事監督員に提出しなければならない。また、受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

2 この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、工事監督員が記載された事項以外の内容について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、工事監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表（施工体系図を含む）
- (4) 指定機械
- (5) 主要資材
- (6) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (7) 施工管理計画（工事監督員の立会、段階確認の内容及び時期、品質、出来形、写真管理等を含む）
- (8) 緊急時の体制及び対応
- (9) 安全管理（安全訓練等の実施計画を含む）
- (10) 交通管理（資材等の過積載防止対策を含む）
- (11) 環境対策
- (12) 現場作業環境の整備
- (13) 建設副産物の適正処理計画
- (14) 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画
- (15) 社内検査
- (16) その他

なお、コンクリート橋上部（主桁製作）工事においては、10-7-3の1「コンクリート主桁製作工 一般事項」に記載されている事項を追加するものとする。

3 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。

ただし、変更内容が数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、その都度の提出を省略できるものとし、後日の提出でもよいものとする。

4 工事監督員が指示した事項については、受注者は、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

5 受注者は、鋼橋の架設、コンクリート橋の架設に当たって、次の事項を記載した架設計画書を提出しなければならない。

- (1) 使用材料
- (2) 使用機械
- (3) 架設方法
- (4) 労務計画
- (5) 安全衛生計画

なお、設計図書に示した場合、又は工事監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部又は一部を省略することができるものとする。

6 受注者は、作業に係る資格が必要となる場合、施工計画書で明記するものとする。

1-7 契約図書に基づく処理方法

受注者及び工事監督員は、契約図書に示された指示、協議、検査及び確認等については、工事施工協議簿で行わなければならない。なお、工事施工協議簿については、双方が署名又は押印した原本を発注者が保管し、複製を受注者が保管するものとする。

1-8 コリンズへの登録

受注者は受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」によりコリンズから工事監督員にメール送信し、工事監督員の確認（記名・押印）を受けた上、受注時は工期の始期後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下閉庁日という。）を除き10日以内に、登録内容の変更（「工期」「技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）」等の変更）時は変更があった日から閉庁日を除き10日以内に、完成時は工事完成検査合格後、閉庁日を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。

「登録のための確認のお願い」については、工事監督員が記名・押印した原本を受注者が保管し、複製を発注者が保管するものとする。

また、登録が完了した際には、登録機関発行の「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに工事監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に工事監督員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（閉庁日を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に申請登録しなければならない。

1-9 工事監督員

- 1 当該工事における工事監督員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
- 2 工事監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は工事監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行なえるものとする。口頭による指示等が行われた場合は、後日書面により工事監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。
- 3 工事監督員及び受注者は、ワンデーレスポンスに努めるものとする。

1-10 現場技術員

受注者は、設計図書で施工管理業務を建設コンサルタント等に委託し現場技術員の配置が明示された場合、又は工事監督員から現場技術員を配置する旨の指示があった場合には、次の各号によらなければならない。

- (1) 現場技術員が工事監督員に代わり現場に臨場し、立会い等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、現場技術員は契約書第8条に規定する工事監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否を行う権限は有しないものである。
- (2) 工事監督員から受注者に対する指示又は通知等を現場技術員を通じて行うことがあるので、この際は、工事監督員から直接指示又は通知等があったものと同等である。
- (3) 工事監督員の指示により、受注者が工事監督員に対して行う報告又は通知は、現場

技術員を通じて行うことができるものとする。

1-11 工事用地等の使用

- 1 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意を持って維持・管理するものとする。
- 2 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。
- 3 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
- 4 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は工事監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の途中において、発注者が返還を要求したときも同様とする。
- 5 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは、受注者の費用負担において発注者自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべく請負代金から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
- 6 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1-12 工事着手

受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

1-13 工事の下請負

- 1 受注者は、工事を下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること
 - (2) 下請負人は、北海道が行う指名競争入札に関する指名停止期間中でないこと、暴力団関係事業者等（暴力団員及び暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者という。以下同じ。）でないこと、又は暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと
 - (3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること
- 2 受注者が工事費等を支払う場合は、できるだけ現金払いとし、手形払いをする場合は当該手形期間を短くするなど、下請負人などの利益を保護するよう努めるものとする。

なお、下請契約を締結する際には、適切な請負代金による下請契約の締結に努めなければならない

1-14 施工体制台帳及び施工体系図

- 1 受注者は、工事を施工するために締結した工事1件の請負代金額が200万円以上になるときは、国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」（平成18年3月9日付け建情第1428号、最終改正：平成28年5月27日付け建管第510号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、第1項に該当しない場合であっても、施工体制の一層の適正化を図るため、工事1件の請負代金額が200万円未満の工事であっても下請契約を締結する場合には、国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」（平成18年3月9日付け建情第1428号、最終改正：平成28年5月27日付け建管第510号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。
- 3 第1項及び第2項に該当する受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」（平成18年3月9日付け建情第1428号、最終改正：平成28年5月27日付け建管第510号）に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。
- 4 第1項及び第2項に該当する受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合、その都度速やかに工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。
- 5 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負人を含む）及び受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

1-15 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-16 調査・試験に対する協力

- 1 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対し、工事監督員の指示によりこれに協力しなければならない。
- 2 受注者は、当該工事が北海道の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても、同様とする。
 - (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。
 - (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- 3 受注者は、北海道が発注する公共工事現場での軽油取引税の燃料抜取調査（地方税法第700条の8）が実施される場合には、これに協力しなければならない。
- 4 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

5 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に工事監督員に説明しなければならない。

また、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に工事監督員へ説明しなければならない。

1-17 工事の一時中止

1 発注者は、契約書第 19 条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、契約書第 25 条により、受注者は適切に対応しなければならない。

(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不
適当又は不可能となった場合

(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合

(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合

(4) 第三者、受注者、使用人及び工事監督員の安全のため必要があると認めた場合

2 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は工事監督員の指示に従わない場合等、工事監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命ずることができるものとする。

3 前 1 項及び前 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を工事監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-18 設計図書の変更等

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

1-19 工期変更

1 契約書第 17 条第 5 項、第 19 条、第 20 条及び第 21 条第 1 項の規定に基づく工期の変更について、契約変更前に当該変更が工期変更協議の対象であるか否かを工事監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、工事監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

2 受注者は、契約書第 17 条第 5 項に基づき工事内容の変更又は設計図書の変更が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員に提出するものとする。

3 受注者は、契約書第 19 条に基づき工事内容の変更又は工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員に提出するものとする。

4 受注者は、契約書第 20 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員に提出するものとする。

- 5 受注者は、契約書第 21 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員に提出するものとする。

1-20 支給材料及び貸与品

- 1 受注者は、発注者から支給材料及び貸与品の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 受注者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
- 3 受注者は、工事完成時（完成前にあって工事工程上支給材料の精算が行えるものについては、その時点）には、支給材料精算書を工事監督員に提出しなければならない。
- 4 契約書第 14 条第 1 項に規定する「引渡場所」については、設計図書又は工事監督員の指示によるものとする。
- 5 受注者は、契約書第 14 条第 9 項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」については、工事監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
- 6 受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に工事監督員の承諾を得なければならない。
- 7 受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。
- 8 支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1-21 工事現場発生品

- 1 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、工事監督員に提出するとともに、設計図書又は工事監督員の指示する場所で工事監督員に引き渡さなければならない。
- 2 受注者は、第 1 項以外のものが発生した場合、工事監督員に報告し、工事監督員が引き渡しを指示したものについては、現場発生品調書を作成し、工事監督員の提出するとともに、工事監督員の指示する場所で工事監督員に引き渡さなければならない。

1-22 建設副産物

- 1 受注者は、「建設副産物適正処理推進要領」（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、「再生資源の利用の促進について」（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」（国土交通省事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）遵守して、建設廃棄物の発生抑制、再生利用の促進及び再生骨材の活用を図らなければならない。
- 2 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）により、適正に処理するとともに、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト及び電子マニフェスト）を交付し、適正に管理しなければならない。
- 3 受注者は、設計図書において、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施を義務付けられた工事については、以下の各号の規定によらなければならない。
 - (1) 建設リサイクル法に係る特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を用いた工作物等の解体においては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則に定められた方法により

分別解体等を実施しなければならない。また、分別解体等を実施する者（下請け含む）は、建設業法の土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業に係る第3条第1項の許可を受けた者、又は解体工事業登録を受けた者とし、解体工事業登録を受けた者が分別解体等を実施する場合は、分別解体等を実施する場所において解体工事業に係る登録等に関する省令に定められた解体工事業者登録票を掲示し、解体工事登録者が選任した建設リサイクル法に規定される技術管理者に、その分別解体等を監督をさせなければならない。

(2) 分別解体等に伴って発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）は、設計図書の定めに基づき建設リサイクル法により適正に再資源化等を行わなければならない。なお、工事状況及び再資源化施設の状態等により、設計図書の定めにより難しい場合は、理由書並びに必要な資料を整理し、工事監督員と協議しなければならない。

4 受注者は、設計図書において発生しないものとしている種類のコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材であっても、受注者の都合により実際に発生させ、資材等として有効利用せず、廃棄物として再資源化施設等に搬出する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、建設リサイクル法第13条及び分別解体等省令第4条に基づく協議書の別記様式を準用し、「4再資源化等をするための施設の名称及び所在地」欄に必要な事項を記載して、工事監督員の確認を受けなければならない。

5 施工計画書に記載する建設廃棄物における適正処理計画の項目は、次のとおりとする。

(1) 工事概要

ア 工事名称、工事場所、工期

イ 発注者名、設計者名、作業所長名、廃棄物処理責任者名

ウ 工事数量

エ 解体工事、基礎工事等の請負業者名

(2) 建設廃棄物の種類・発生量とその分別、保管、収集運搬、再生利用、中間処理、最終処分の方法等

(3) 再生利用する廃棄物の種類、再生利用量、利用用途、利用のために中間処理が必要な場合はその方法、施工方法等

(4) 他の排出事業者が排出する廃棄物を建設資材として再生利用する場合には、再生利用個別指定の申請等の法的手続きの方法

(5) 委託処理

ア 収集運搬業者（積替え・保管を含む。）の許可番号、事業の範囲、許可期限等

イ 中間処理業者、最終処分業者の許可番号、事業の範囲、許可期限等

ウ 処分施設の現地確認方法

(6) その他必要事項

(7) 添付書類

ア 産業廃棄物処理委託契約書（写し）

イ 処理業者の許可証（写し）

6 建設副産物で最終処分場へ搬入する産業廃棄物については、「北海道循環資源利用促進税」が課税されるので、適正に処理すること。

7 受注者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂（新材又は再生材）、砕石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、

「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム※により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出しなければならない。

8 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム※により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出しなければならない。

9 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を把握し、再生資源利用実施計画書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物に係る情報入力システム※により作成し、工事監督員に提出するとともに、1年間保管しなければならない。

※ 建設副産物に係る情報入力システムとは、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム(COBRIS)等とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供する Excel 形式の様式を活用する。

1-23 工事監督員による検査（確認を含む）及び立会い等

1 受注者は、契約図書において工事監督員の立会いの上施工するものと指定された事項については、あらかじめ別に定める立会願を工事監督員に提出しなければならない。

2 工事監督員は、工事が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために、工事現場又は製作工場に立ち入り、立会いし、又資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3 受注者は、工事監督員による検査（確認を含む）及び立会いに必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料を自らの費用で整備するものとする。なお、工事監督員が製作工場において立会い及び工事監督員による検査（確認を含む）を行う場合、受注者は、監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4 工事監督員による検査（確認を含む）及び立会いの時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると工事監督員が認めた場合は、この限りではない。

5 受注者は、契約書第8条第2項第3号、第12条第2項又は第13条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、工事監督員の立会いを受け、材料検査（確認を含む）に合格した場合であっても、契約書第16条及び第30条に規定する義務を免れないものとする。

6 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

（1）受注者は、表1に示す確認時期においては、段階確認を受けなければならない。

また、契約図書において工事監督員の確認後施工するものと指定された事項においても同様とすること。

（2）受注者は、あらかじめ別に定める段階確認願を、工事監督員に提出しなければならない。

（3）受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時まで提出しなければならない。

（4）受注者は、工事監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機械を提供するものとする。

7 工事監督員は、契約図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、工事監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し、確認を受けなければならない。

1-24 数量の算出及び出来形図

- 1 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
- 2 受注者は、出来形測量の結果を基に設計図書等に従って、出来形数量を算出し、その結果を工事監督員に提出しなければならない。
- 3 出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、森林土木工事施工管理基準の規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。
- 4 受注者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って出来形図を作成し、工事監督員に提出しなければならない。

1-25 工事完成検査

- 1 受注者は、契約書第 30 条の規定に基づき、工事完成通知書を工事監督員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、工事完成通知書を工事監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2) 契約書第 16 条第 1 項の規定に基づき、工事監督員の請求した改造が完了していること。
 - (3) 設計図書により義務付けられた施工管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。
- 3 工事監督員は、工事完成検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。
- 4 検査員は、受注者の臨場の上、工事目的物を対象として 契約図書と対比し、北海道請負工事検査要領及び北海道水産林務部請負工事検査方法書（以下検査要領等）に基づいて工事完成検査を行うものとする。
- 5 検査員は、検査にあたりその措置に急を要するものがあるときは、直ちに必要な措置を受注者に指示することができるものとする。
- 6 受注者は、当該工事完成検査については、1-23「工事監督員による検査（確認を含む）及び立会い等」第 3 項の規定を準用するものとする。

1-26 でき形部分等検査及び指定部分検査

- 1 受注者は、契約書第 36 条に規定する部分払の確認の請求を行った場合はでき形部分等に係る検査を、契約書第 37 条に規定する指定部分の工事完成届けを提出した場合は指定部分に係る検査を受けなければならない。
- 2 受注者は、契約書第 36 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の進捗状況を工事監督員に報告し、確認を受けなければならない。
- 3 工事監督員は、でき形部分等検査及び指定部分検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。
- 4 検査員は、検査要領等に基づいて、でき形部分等検査及び指定部分検査を行うものとする。
- 5 受注者は、当該部分検査については、1-23「工事監督員による検査（確認を含む）及び立会い等」第 3 項の規定を準用するものとする。

1-27 中間検査

- 1 受注者は、設計図書において中間検査を行うものと指定された工事及び発注者が必要があると認めた時は検査要領等に基づく中間検査を受けなければならない。

- 2 受注者は、中間検査実施可能日について、その14日前までに工事監督員に報告するものとする。
- 3 工事監督員は、受注者の報告に基づき、中間検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。
- 4 受注者は、当該中間検査については、1-23「工事監督員による検査（確認を含む）及び立会い等」第3項の規定を準用するものとする。

1-28 部分使用

- 1 発注者は、受注者の承諾を得て部分使用できるものとする。
- 2 受注者は、発注者が契約書第32条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、検査要領等に基づく部分使用検査を受けるものとする。
- 3 工事監督員は、部分使用検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。
- 4 受注者は、当該部分使用検査については、1-23 工事監督員による検査（確認を含む）及び立会い等第3項の規定を準用するものとする。

1-29 施工管理

- 1 受注者は、施工計画書に示した作業手順に従って施工し、施工管理を行わなければならない。
- 2 受注者は、契約図書に適合する工事を施工するために、施工管理体制を確立しなければならない。
- 3 受注者は、第2編「森林土木工事施工管理基準」により施工管理を行い、また、写真管理基準により森林土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で工事監督員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。なお、森林土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種又は項目については、工事監督員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。

1-30 履行報告

受注者は、契約書第10条の規定に基づき、履行状況を所定の様式（第2編森林土木工事施工管理基準4工事旬報）に基づき作成し、工事監督員に提出するものとする。

1-31 使用人等の管理

- 1 受注者は、使用人等（下請負人又はその代理人もしくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 2 受注者は、使用人等の労働条件、安全衛生その他労働環境の改善に努めなければならない。
- 3 受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

1-32 工事中の安全確保

- 1 受注者は、森林土木工事安全施工技術指針（林野庁森林整備部長通達、平成29年11月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施行企画課長通達、平成17年3月）及びJISA 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にし、又リスクアセスメントを実施する等、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災

害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

- 2 受注者は、工事施工中、工事監督員の承諾及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- 3 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通大臣官房技術調査課、令和元年）を参考にして災害の防止を図らなければならない。
- 4 森林土木工事に使用する建設機械の選定、使用等については、設計図書により建設機械が指定されている場合には、受注者は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、受注者は、より条件に合った機械がある場合には、工事監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
- 5 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
- 6 受注者は、豪雨、出水、土石流その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため、防災体制を確立しておかなくてはならない。
- 7 受注者は、工事現場における事故防止のため、工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は板囲、柵、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。
- 8 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
- 9 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
- 10 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日）及び建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年4月14日）を参考にして、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、工事監督員に提出するとともに、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示する。
 - (1)安全活動のビデオ視聴覚資料による教育
 - (2)当該工事内容の周知徹底
 - (3)工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4)当該工事における災害対策訓練
 - (5)当該工事現場で予想される事故対策
 - (6)その他、安全・訓練等として必要な事項
- 11 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関、並びにライフライン等の施設管理者と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。また、関係者及び関係機関より通知等があった場合は、工事監督員へ報告するものとする。
- 12 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

- 13 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年7月改定 法律第 37 号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
- 14 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に融雪、台風等の出水期の施工に当たっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。
- 15 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとする。
- 16 受注者は、工事施工箇所にて地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し工事監督員に報告しなければならない。
- 17 受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、工事監督員に報告し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。
- 18 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに工事監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。
- 19 受注者は、工事に当たっては、工事標識等を設置するものとし、その設置基準については、第3編「付表」の1「工事標識等の設置基準」を参考にするものとする。

1-33 爆発及び火災の防止

- 1 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち工事監督員に使用計画書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼してはならない。
- 4 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- 5 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 6 現地に、火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

1-34 後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するものものを除く。また、検査に必要な足場、はしご等は、工事監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。なお、このための費用は受注者の負担とする。

1-35 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに工事監督員に報告するとともに、工事事故報告書を工事監督員に速やかに提出しなければならない。

1-36 環境対策

- 1 受注者は工事における環境負荷の低減のため、施工計画及び工事の実施の各段階におい

て十分検討し、次の項目に配慮し周辺地域の環境保全に努めなければならない。

- ①野生生物への配慮
 - ②自然景観への配慮
 - ③大気環境等への配慮
 - ④水環境への配慮
 - ⑤省資源・省エネルギーへの配慮
 - ⑥廃棄物の減量化・リサイクルへの配慮
- 2 受注者は、当該工事の施工にあたり、大気汚染、水質汚濁について、設計図書、関係法令及び対象工事区域における条例等の規定を遵守しなければならない。
- 3 受注者は、騒音、振動を防止することにより住民等の生活環境を保全する必要があると認められる区域で工事を実施する場合については、設計図書、関係法令及び対象工事区域における条例によるもののほか、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）の規定の適用を原則とする。

表 騒音規制法、振動規制法に基づく規制地域の指定市町（参考）

振興局名	指定市町名	指定数
空知	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、深川市、南幌町、奈井江町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町	9市 8町
石狩	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町	6市 1町
後志	小樽市、倶知安町、共和町、岩内町、古平町、余市町	1市 5町
胆振	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町	4市 6町
日高	日高町、浦河町、新ひだか町	3町
渡島	函館市、北斗市、松前町、福島町、七飯町、森町、八雲町、長万部町	2市 6町
檜山	江差町、今金町、せたな町	3町
上川	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、東川町、美瑛町、上富良野町、下川町、美深町	4市 8町
留萌	留萌市、増毛町、羽幌町	1市 2町
宗谷	稚内市、枝幸町	1市 1町
林-ツ	北見市、網走市、紋別市、美深町、斜里町、遠軽町、興部町、雄武町、大空町	3市 6町
十勝	帯広市、音更町、士幌町、新得町、清水町、芽室町、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、浦幌町	1市 12町
釧路	釧路市、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、白糠町	1市 5町

根室	根室市、別海町、中標津町	1市 2町
----	--------------	----------

※平成29年5月1日現在（参考）

※上表は参考であり、適用に当たっては、別途独自の基準を定めている場合もあるため、必ず工事施工箇所の市町村において規制地域等の有無を確認すること。

※参考 HP http://envgis.ies.hro.or.jp/ssa/index_data1.asp

4 受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。

(1) 受注者は、工事の施工に当たり次表に示す建設機械を使用する場合は、次表の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号)」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成23年7月13日付け国総環リ第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを工事監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができるものとする。

表 排出ガス対策型機械（一般）

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下) を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

(2) 受注者は、使用建設機械の排出ガス対策型建設機械指定の有無を当該工事の施工計画書に記載し工事監督員に提出するとともに、排出ガス対策型建設機械あるいは排出

ガス浄化装置を装着した建設機械（以下「排対機械等」という。）を使用したことを証明する施工状況写真を検査時に提出しなければならない。

(3) 受注者は、排対機械等を使用できない場合は、その理由書を工事監督員に提出し、協議しなければならない。

5 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに工事監督員に報告し、工事監督員の指示があればそれに従わなければならない。第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は1-40「官公庁等への手続等 第6項及び第7項の規定」に従い対応しなければならない。

6 工事監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提出を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を提出しなければならない。

7 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。

また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合は、これを提示しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請者等に関係法令等を遵守させるものとする

8 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。

9 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。

また、工事の廃材、残材等を水中等に投棄してはならない、落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

1-37 文化財の保護

1 受注者は、工事の施工に当たって、文化財の保護に十分注意し、当該工事に従事する者などに文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、工事監督員に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものとする。

1-38 安全管理

1 交通安全管理

(1) 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第27条によって処置するものとする。

(2) 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘警備導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。

(3) 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通安全について、工

事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(平成30年12月14日内閣府・国土交通省令第5号)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知 昭和37年8月30日)」、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について」(道路局長通知平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)、「道路工事保安施設設置基準(案)」(建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月)及び「第3編 付表(参考資料) 1 工事標識等の基準」に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。

- (4) 受注者は、一般交通の用に供している路面を常に良好な状態に保つよう維持するものとし砂利道の場合の維持用砂利の粒径は40mm以下とする。
- (5) 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
- (6) 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良、維持、管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
- (7) 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
- (8) 受注者は、設計図書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する工事の受注者と綿密に打ち合わせ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- (9) 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により交通誘導警備員を配置しないで建設作業を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなければならない。
- (10) 受注者は、建設工事の施工に伴う土砂及び工事用資材等の運搬計画の立案に当たっては、適法な車両を使用することとし、事前に関係機関と打ち合わせの上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。また、資材等の過積載での運行は、別途許可を受けた場合を除き、最大積載重量の超過による道路交通法違反、及び車両総重量の超過による道路交通法違反に該当し、安定性の低下等による交通事故の発生や、道路・橋梁等公共施設の損傷などを引き起こす可能性があるため、過積載防止対策を施工計画書へ記載しなければならない。
- (11) 受注者は、運転者に対しては、安全運転講習会の開催等、安全運転意識の向上について十分留意するとともに下請負人の雇用する運転者に対しても、その浸透を図らなければならない。
- (12) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別処置法」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設置状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進するものとする。

2 交通規制等

- (1) 受注者は、道路の一部の車線又は4車線以上の道路においてその一部の車線通行の

禁止をする場合は、禁止区間の延長は改良工事については、1区間の施工延長は、土砂、資材、器具等の置場を含めて、市街部では200m以内、郊外部では400m以内を標準とする。舗装工事に当たっては1日の工程の範囲とし、その他の工事については、これに準ずるものとする。

(2) 受注者は、2車線道路での片側通行禁止等の区間を設ける場合は、交通誘導警備員の配置、信号機の設置その他適当な方法により交通整理を行って、常に円滑な交通の確保に努めなければならない。

(3) 受注者は、通行禁止を行う場合は、原則としてまわり道を設けなければならない。なお、通行禁止区間であっても、区域内居住者のために必要と認められる交通は必ず確保するとともに火災、その他の急を要する事態の発生に対し速やかに対処できるような措置しておかなければならない。

(4) 交通規制の期間は必要最小限にとどめるよう努めなければならない。

3 交通誘導警備員の資格

受注者は、市街地（人口集中地区及び準人口集中地区）及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場において、交通誘導警備員を配置する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。

(1) 交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を1名以上配置しなければならない。

(2) 検定合格警備員であることを確認できる資料として、交通誘導警備業務に係る一級又は二級検定合格証明書の写しを施工計画書に含めて工事監督員に提出しなければならない。

(3) 公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場において、やむを得ない理由により検定合格警備員を配置できない場合は、その理由書を工事監督員に提出し、協議しなければならない。

4 海上交通

(1) 受注者は、作業船等が船舶の輻輳^{ふくそう}している区域を航行する場合は、作業区域への航行船舶の進入等を十分注意し、事故防止に努めなければならない。

(2) 受注者は、船舶の航行等に支障をきたすような物件を海中に落とした場合は、直ちに取り除くか又は標識を設置して危険箇所明示し、関係官公署に報告しなければならない。

(3) 受注者は、航行中作業船舶が事故又は故障を起こした場合は、速やかに適切な措置を講じ、関係官公署に報告しなければならない。

5 児童の安全対策

(1) 受注者は、工事現場付近に児童に関する施設があつて児童がしばしば工事現場を通行する場合については、教育機関（小学校、幼稚園、保育所等）に依頼して、児童に注意を喚起しなければならない。

(2) 床掘部等は、原則として滞水の状態にしてはならない。床掘部等が滞水の状態になった場合は、速やかに安全対策の処置を行わなければならない。児童の通行する場合での床掘部等の危険箇所については、必要に応じ覆工板、網又は柵を設置するなどして事故防止に努めること。

6 老人又は身体障害者対策

受注者は、老人又は身体障害者などがしばしば通行する場合には、通行に支障のない通

路を確保しなければならない。

7 不法無線局対策及び無線局の運用違反

受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局（無免許、外国規格の無線機の使用など）の開設及び無線局の運用違反（アマチュア無線局を使用した業務連絡など）を行ってはならない。

1-39 諸法令の遵守

1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。

(1) 地方自治法	(令和2年3月改正 法律第11号)
(2) 建設業法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)
(4) 労働基準法	(令和2年3月改正 法律第14号)
(5) 労働安全衛生法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(6) 作業環境測定法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(7) じん肺法	(平成30年7月改正 法律第71号)
(8) 雇用保険法	(令和2年3月改正 法律第14号)
(9) 労働者災害補償保険法	(令和2年3月改正 法律第14号)
(10) 健康保険法	(令和2年6月改正 法律第40号)
(11) 中小企業退職金共済法	(令和元年5月改正 法律第16号)
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和2年3月改正 法律第14号)
(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和元年12月改正 法律第63号)
(14) 道路法	(令和2年5月改正 法律第31号)
(15) 道路交通法	(令和2年6月改正 法律第42号)
(16) 道路運送法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(17) 道路運送車両法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(18) 砂防法	(平成25年11月改正 法律第76号)
(19) 地すべり等防止法	(平成29年6月改正 法律第45号)
(20) 河川法	(平成29年6月改正 法律第45号)
(21) 海岸法	(平成29年6月改正 法律第45号)
(22) 港湾法	(令和元年12月改正 法律第68号)
(23) 港則法	(平成28年5月改正 法律第42号)
(24) 水路業務法	(平成19年6月改正 法律第77号)
(25) 漁港漁場整備法	(平成26年6月改正 法律第69号)
(26) 下水道法	(平成27年5月改正 法律第22号)
(27) 航空法	(令和2年6月改正 法律第61号)
(28) 公有水面埋立法	(平成26年6月改正 法律第51号)
(29) 軌道法	(平成29年6月改正 法律第45号)
(30) 森林法	(令和2年6月改正 法律第41号)
(31) 環境基本法	(平成30年6月改正 法律第50号)
(32) 火薬類取締法	(令和元年6月改正 法律第37号)

(33) 大気汚染防止法	(平成29年6月改正 法律第45号)
(34) 騒音規制法	(平成26年6月改正 法律第72号)
(35) 水質汚濁防止法	(平成29年6月改正 法律第45号)
(36) 湖沼水質保全特別措置法	(平成26年6月改正 法律第72号)
(37) 振動規制法	(平成26年6月改正 法律第72号)
(38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(令和元年6月改正 法律第37号)
(39) 文化財保護法	(令和2年6月改正 法律第41号)
(40) 砂利採取法	(平成27年6月改正 法律第50号)
(41) 電気事業法	(令和2年6月改正 法律第49号)
(42) 消防法	(平成30年6月改正 法律第67号)
(43) 測量法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(44) 建築基準法	(令和2年6月改正 法律第43号)
(45) 都市公園法	(平成29年5月改正 法律第26号)
(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(平成26年6月改正 法律第55号)
(47) 土壌汚染対策法	(平成29年6月改正 法律第45号)
(48) 駐車場法	(平成29年5月改正 法律第26号)
(49) 海上交通安全法	(平成28年5月改正 法律第42号)
(50) 海上衝突予防法	(平成15年6月改正 法律第63号)
(51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	(令和元年5月改正 法律第16号)
(52) 船員法	(平成29年6月改正 法律第45号)
(53) 船舶職員及び小型船舶操縦者法	(平成26年6月改正 法律第69号)
(54) 船舶安全法	(平成29年5月改正 法律第41号)
(55) 自然環境保全法	(平成31年4月改正 法律第20号)
(56) 自然公園法	(平成26年6月改正 法律第69号)
(57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(令和元年6月改正 法律第37号)
(58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(平成27年9月改正 法律第66号)
(59) 河川法施行法 抄	(平成11年12月改正 法律第160号)
(60) 技術士法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(61) 漁業法	(令和元年5月改正 法律第1号)
(62) 空港法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(63) 計量法	(平成26年6月改正 法律第69号)
(64) 厚生年金保険法	(令和2年3月改正 法律第14号)
(65) 航路標識法	(平成28年5月改正 法律第42号)
(66) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(平成26年6月改正 法律第69号)
(67) 最低賃金法	(平成24年4月改正 法律第27号)
(68) 職業安定法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(69) 所得税法	(令和2年3月改正 法律第8号)
(70) 水産資源保護法	(平成30年12月改正 法律第89号)

- (71) 船員保険法 (令和2年3月改正 法律第14号)
- (72) 著作権法 (平成30年7月改正 法律第72号)
- (73) 電波法 (令和元年6月改正 法律第23号)
- (74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別処置法
(令和2年6月改正 法律第42号)
- (75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
(令和2年3月改正 法律第14号)
- (76) 農薬取締法 (平成30年6月改正 法律第53号)
- (77) 毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正 法律第66号)
- (78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
(平成29年5月改正 法律第41号)
- (79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律
(令和元年6月改正 法律第35号)
- (80) 警備業法 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
(令和元年6月改正 法律第37号)
- (82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(令和2年5月改正 法律第28号)
- (83) 都市計画法 (令和2年6月改正 法律第41号)
- (84) 土地収用法 (平成29年6月改正 法律第45号)
- (85) 民法 (平成30年7月改正 法律第72号)
- (86) 地方税法 (令和2年6月改正 法律第58号)
- (87) 電気通信事業法 (令和2年5月改正 法律第30号)

2 受注者は、諸法令に違反した場合発生することが予想される責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに書面にて工事監督員に報告し、確認を求めなければならない。

1-40 官公庁等への手続等

1 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2 受注者は、工事施工に当たり、受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合は工事監督員の指示を受けなければならない。

3 受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に工事監督員に提示しなければならない。

4 受注者は、諸手続きに係る許可、承諾等を得たときは、その写しを工事監督員に提出しなければならない。

5 受注者は、手続き許可承諾条件がある場合は、これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合は、工事監督員に報告し、指示を受けなければならない。

6 受注者は、関係機関、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行

うものとする。受注者は、交渉に先立ち、工事監督員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

- 7 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時工事監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-41 施工時期及び施工時間の変更

- 1 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ工事監督員と協議するものとする。
- 2 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に現道上の工事又は工事監督員が把握していない作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって工事監督員に提出しなければならない。

1-42 工事測量

- 1 受注者は、工事着手後すみやかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工食用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は工事監督員の指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、工事監督員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を工事監督員に提出しなければならない。
- 2 受注者は必要に応じて、工事の施工に必要な基準点等に対し、引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷がないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、工事監督員へ報告し、速やかに水準測量等を実施し、復元しなければならない。
- 3 受注者は、特に関連する施設管理者が異なる工事の場合、工事目的物の明示された設計条件が関連する施設に対する関係諸法令に合致しているか確認しなければならない。
また、当該工事に関連する施設における基準点及び水準点等資料を入手し、当該工事との差異について確認結果を工事監督員へ報告すること。
- 4 受注者は、測量標（仮BM）の設置に当たって、位置および高さの変動のないようにしなければならない。
- 5 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工食用多角点及び重要な工食用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、工事監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、工事監督員に報告し指示に従わなければならない。なお、用地幅杭を移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
- 6 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。
- 7 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
- 8 本条で規定する事項については、受注者の責任と費用負担において行わなければならない。

1-43 林班界標等の保護

受注者は、林班界標及び境界標等を破損、移設をしてはならない。

ただし、これを存置することが困難な場合は工事監督員及び関係者の指示に従わなければならない

1-44 提出書類

- 1 受注者は、提出書類を工事請負契約の標準様式集等に基づいて、工事監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、工事監督員の指示する様式によるものとする。
- 2 受注者は、施工管理（出来形管理、品質管理）の結果を、北海道森林土木工事共通仕様書第3編「付表」の5「管理データ様式」に示す様式を用いて提出しなければならない。なお、この様式に代えて、受注者・製造会社等が独自に作成した様式や土木学会等制定の一般市販品の様式を用いることも可能であるが、この場合、北海道森林土木工事共通仕様書第2編森林土木工事施工管理基準に示す必要なデータが記録可能であることを受注者自らが確認するものとする。また、北海道森林土木工事共通仕様書第3編「付表」の5「管理データ様式」に示されていない場合についても、同様とする。
- 3 契約書第8条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係る請求書、受領委任承諾願、遅延利息請求書、工事監督員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

1-45 天災及びその他不可抗力による損害

- 1 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第28条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに損害発生通知書を工事監督員を通じて発注者に通知するものとする。
- 2 契約書第28条第4項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害」とは、1-32「工事中の安全確保」及び契約書第25条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1-46 特許権等

- 1 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨の明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合は、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、工事監督員と協議しなければならない。
- 2 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
- 3 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月13日改正法律第72号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1-47 保険の付保及び事故の補償

- 1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 3 受注者は、下請を含む雇用労働者に必要な建設業退職金共済証紙を購入し、発注者に、その掛金収納書を提出すること。なお、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識掲示を行うこと。

1-48 社内検査

- 1 受注者は、工事の完成時、主要な施工の段階の区切り、さらには工事の重要な部分で工事完成後に手直し又は検査が困難となる箇所について自主的に社内検査を行い、その結果を工事監督員に報告しなければならない。

- 2 受注者は、施工計画書に社内検査員の氏名、身分（役職）、資格、経歴及び検査箇所、検査数量等を記載するとともに、資格証書の写しを添付し、工事監督員に提出しなければならない。
- 3 社内検査員は、当該工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐以外の者で以下の各号の規定によらなければならない。
 - (1) 工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金額の総額）（以下「下請負代金額」という。）が4,000万円未満の場合は、受注者があらかじめ指定した職以上にある者とする。
 - (2) 下請負代金額が4,000万円以上の場合は、10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する者とする。
 - (3) 社内検査員は、受注者の社内の者を原則とするが、これによりがたい場合は工事監督員の承諾を得た上で、社外の者としてすることができる。
- 4 社内検査員は、原則として工事完成検査に立会するものとする。
- 5 社内検査結果は、別に定める「請負工事社内検査実施結果報告書」にとりまとめ、検査状況写真を添付の上、検査の都度、工事監督員に提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

1-49 道産品の使用

- 1 道産品の需要を確保することは、地場産業の育成上極めて重要であるため、受注者は、使用材料については、道産品や道産資材、間伐材を使用した木材・木製品・木製型枠及び北海道認定リサイクル製品を優先的に使用するよう努めること。
- 2 工事目的物や仮設、準備工（型枠工、工事看板、掲示板、測量杭、丁張り等）についても、性能・機能に支障のない範囲において道産間伐材（木材）を積極的に活用するものとする。

1-50 環境物品の使用

- 1 受注者は、設計図書に定めが無い場合であっても、使用資材については、「北海道グリーン購入基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づく「環境物品等」を優先的に使用するよう努めること。
- 2 受注者は、基本方針に基づき木材又は木材を原料とする資材を使用する場合にあっては、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。
- 3 受注者は、前記2項における木材の合法性証明にあたっては、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月 林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

1-51 季節労働者等の雇用

受注者は、工事の施工に際して、現地の公共職業安定所と密接な連携をとり、季節労働者雇用開発促進地域の離職者などを積極的に雇用するよう努めるものとする。

1-52 技能士の活用

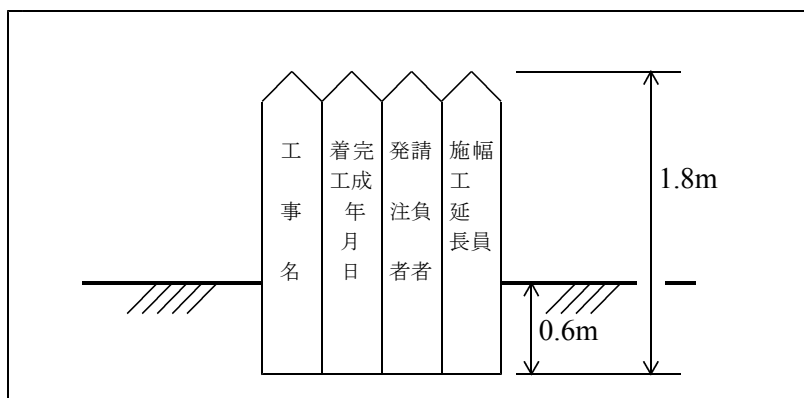
受注者は、工事目的物の品質の向上を図るために、全ての工事において、技能士（職業能力開発促進法に基づく有資格者）の積極的な活用に努めるものとする。

1-53 起終点杭又は竣功杭の設置

- 1 受注者は、工事完成後原則として工事名、着工及び完成年月日、発注者名及び受注者名、施工延長及び幅員を記載した9cm角の白色の標識を立てるものとする。角柱は、起終点に

各1本ずつ立てるものとする。

- 2 橋梁下部のみの工事などの場合は、竣功杭を立てるものとする。この場合の記載内容等は前項に準じるが、施工延長及び幅員に替えて「橋脚工〇基」などと記載する。なお、竣功杭の本数は工事監督員の指示によるものとする。
- 3 起終点杭又は竣功杭に使用する角柱は、道内産の間伐材を優先的に使用するよう努めること。



1-54 前生樹の保存

受注者は、工事の施工に際して、保存木及び幼稚樹を損傷しないように留意しなければならない。

1-55 工事特性・創意工夫・社会性等

受注者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する評価できる項目、または地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了時までには工事監督員に提出することができるものとする。なお、提出様式は任意とし、本書の様式は参考扱いとする。

1-56 特定外来生物（植物）について

1. 受注者は、工事区域に生育している特定外来生物（植物）を生きたまの状態で飼養、栽培、運搬、保管等を行う場合は、事前に特定外来生物（植物）の生育について調査し、その内容について、工事監督員へ報告するものとする。

なお、特定外来生物の同定方法については、環境省のホームページを参照のこと。

（簡易版：<http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/shokubutsu.pdf>）

（詳細版：<http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/shokubutsu2.pdf>）

北海道内で確認されている特定外来生物（植物）の種は次の4種である。

種名：オオハンゴンソウ、オオキンケイギク、アレチウリ、オオフサモ

（平成27年10月時点）

2. 特定外来生物（植物）が確認された場合は、施工計画書に防除計画書を添付の上、工事監督員に提出すること。記載内容は次によるものとする。

(1) 平面図

図面に生育範囲、すき取り範囲、集積箇所等を記載する。

(2) 写真

生育状況

(3)防除方法

すき取り方法、運搬方法、仮置場の管理方法、処分方法等を記載する。

(4)地域住民への周知

看板の記載内容と設置位置等を記載する。

(5)特定外来生物防除従事者

防除作業にあたっては、防除従事者証を携帯し、防除従事者以外の作業員には作業させない旨を記載する。

(6)運搬経路図

発生場所から搬出先までの経路を記載する。

3. 特定外来生物（植物）の防除にあたっては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」を遵守し次のとおり行うものとする。

(1)対象となる範囲

(ア)生きている特定外来生物（植物）の個体及び種子、根の器官を運搬すること。

(イ)上記を含む土砂を運搬すること。

(2)地域住民への周知

「防除」の実施にあたっては、地域住民等へ周知するため、事前に看板を設置すること。

(3)特定外来生物防除従事者証

(ア)受注者は、特定外来生物（植物）の防除を行う場合、作業に着手する前に従事者証の交付を受けること。

(イ)防除作業に従事する者は、発注者から従事者証の交付を受け、防除作業に従事するときに携帯すること。

(ウ)防除作業が完了したときは、速やかに従事者証を発注者に返還すること。

4. 防除作業については、工事監督員と十分協議し指示によるものとする。

(1)掘削時及び除草・集草時

(ア)刈草やすき取り物及び土砂が周辺に飛散しないよう注意して行うこと。

(イ)個体、種子、根及び特定外来生物（植物）の器官を含む土砂（すき取り土）と、それらが含まない土砂を区分して取扱うこと。集草時は、特定外来生物（植物）と通常の植物を区分して取扱うこと。

(ウ)現場内外において仮置きする場合には、「育つことが出来ない」状態とすることとし、周囲へのシート等により飛散防止措置を講じること。

(2)搬出時

(ア)生きている個体、種子、根の気管を搬出する場合は、搬出先に、特定外来生物（植物）を含むすき取り物及び刈草等であることを通知し、適切な処分が可能か確認すること。また、特定外来生物（植物）を含む廃棄物の適切な処分が可能な処分場へ搬出するものとし、運搬作業においては、シート等により飛散防止措置を講じるものとし、処理方法については、設計図書によること。

(イ)種子を含む土砂を搬出する場合の作業においては、シート等により飛散防止措置を講じるものとし、搬出先では、「育つことが出来ない」状態（シート等で覆う、20 cm以上の覆土等）とすること。

また、処理方法については設計図書によること。

(3)利用時

(ア)特定外来生物（植物）を含む土砂を利用する場合は、「育つことの出来ない」状態（20

cm以上の覆土)等の状態にて使用するほか、生育範囲の拡大とならないように利用することを基本とし、利用の範囲については工事監督員と協議すること。

1-57 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応

- 1 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。
また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。
- 2 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を工事監督員に報告しなければならない。
- 3 前記第1項及び第2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止を講じることがある。
- 4 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、工事監督員と協議するものとする。

表1 段階確認一覧表

種別	細別	確認事項
土工	全般	土（岩）質の変化した時
基礎工	鋼矢板	打込時、打込完了時
	既成コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時、打込完了時、杭頭処理完了時
	現場打杭	掘削完了時、鉄筋組立完了時 施工完了時、杭頭処理完了時
作工物	重要作工物、函渠工、 橋台、橋脚、RC擁壁、	土（岩）質の変化した時 床掘掘削完了時、鉄筋組立完了時、埋戻し前
	治山ダム、土留工、護岸工、防潮工及びこれらに類する工事	土（岩）質の変化した時 床掘掘削完了時、基礎部の型枠完了時、鉄筋組立完了時、埋戻し前
	暗渠工	埋戻しの前
	床版工	鉄筋組立完了時
	鋼橋	仮組立完了時（仮組立が省略となる場合を除く）
	ポストテンションT（I） 桁製作 プレキャストブロック桁 組立工 プレビーム桁製作工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出箱桁製作工 床版・横組工	プレストレス入完了時 横締作業完了時 プレストレス入完了時 縦締作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時 （工場製作を除く）
	根固工	根固ブロック
仮設工	指定仮設	設置完了時

※各工種での実施箇所については、施工箇所数等を考慮し適宜決定すること。

工事施工協議簿

[指示・承諾・協議・確認]

工 事 名		発 注 者					
業 者 名		決 裁 欄	決裁権者			主任監督員	監督員
協議年月日	年 月 日				会社責任者等	現場代理人	主任技術者等
協 議 事 項	記載者	内 容					
合 意 事 項							
当該協議簿最終取交し日			年 月 日	協議簿通し番号		No.	

立 会 願

年 月 日

主任監督員（監督員） 様

(受注者名)
現場代理人

印

下記項目について、立会いをお願いします。

工事名	
項 目	内 容
希 望 日 時	年 月 日 時

年 月 日

上記項目について、以下のとおり実施します。

主任監督員（監督員）

印

実施日時	年 月 日 時 分 から	実施者名	
------	--------------	------	--

(主 旨)

本様式は、設計図書において現場代理人が工事監督員の立会いを受ける必要がある場合に、工事監督員に提出するものである。

- 注 1 本様式は現場代理人が保管することとし、工事監督員はその写しを受け取ること。
2 立会いの内容については、工事施工協議簿にて明らかにすること。

段 階 確 認 願 (第 回)

年 月 日

主任監督員（監督員）様

（受注者名）
現場代理人

印

下記について、段階確認をお願いします。

記

段階確認の内容

工 事 名					実施希望日	年 月 日
工 種	細 目 等	品質規格	区域・測点等	数量等	呼称	備 考

上記の段階確認について、以下のとおり実施します。

年 月 日

主任監督員（監督員）

印

実施日時	年 月 日 時 分から	実施者名	
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 制作工場、 <input type="checkbox"/> （実施場所）		
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場、 <input type="checkbox"/> 机 上		
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> （その他必要書類等）		
特記事項			

（主 旨）

本様式は、現場代理人が工事監督員の段階確認を受ける必要がある場合に、工事監督員に提出するものである。

- 1 該当する□内に✓を記入すること。
- 2 本様式は現場代理人が保管することとし、工事監督員はその写しを受け取ること。
- 3 段階確認の結果及び指示事項については、工事施工協議簿にて明らかにすること。

年 月 日

請負工事社内検査実施結果報告書（第 回）

受注者 住所
氏名

工事番号

工事名

上記建設工事の社内検査を実施したので、その結果を報告します。

検査月日	検査員職・氏名・印	工種	検査箇所	検査方法	検査内容	検査結果

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書

工 事 名			/
項 目	工事特性・創意工夫・社会性等 (いずれかに○)	評価内容	
提 案 内 容			
(説 明)			
(添付図・写真等)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別様とする。

「特定外来生物の防除」の看板（記載例）

※看板の規格

- ・看板は白地とし、文字は黒色とする。
- ・記載内容は下記を標準とする。

お 知 ら せ

〇〇〇〇工事は、特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律第18条第1項に基づき、北海道による防除を実施しています。

工 事 名 :

工事期間 :

受 注 者 :

責 任 者 :

発 注 者 : 北海道〇〇(総合)振興局産業振興部林務課
△△森林室

電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

対象特定外来生物 :

連 絡 先 : □□□□建設株式会社

△△工事作業所

電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

「特定外来生物の防除従事者証」

(表 面)

第 号	特定外来生物防除従事者証				(写 真)
住 所					
会社名					
氏 名					
上記の者は、特定外来生物の生態系等に係る被害の防 止に関する法律第18条第1項に基づく防除従事者である ことを証明します。					
工事名					
作業地域					
有効期限	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
交付日		年	月	日	
交付者					印
特定外来生物の名称					

(裏 面)

1	この従事者証は、防除作業に従事するときに携帯しなければならない。
2	この従事者証はその目的以外に使用してはならない。
3	所属を離れた場合において本証が無効になったときには、直ちに届け出ること。
4	この従事者証を紛失したり毀損したときは、速やかに届け出て、再交付を受けなければならない。
5	防除作業に従事しなくなったときは、速やかに本証を発行者に返還すること。
6	根拠確認書 平成27年3月26日付け環北地野許第1503261号

第2章 材 料

第2章 材 料

2-1	材料一般	
2-1-1	適 用	材1
2-2	品質及び検査	
2-2-1	工事材料の品質及び検査（確認を含む）	材1
2-3	土	
2-3-1	一般事項	材2
2-3-2	盛土材料	材2
2-4	石	
2-4-1	石材	材2
2-4-2	割栗石	材2
2-4-3	雑割石	材2
2-4-4	雑 石	材2
2-4-5	玉 石	材2
2-4-6	栗 石	材2
2-4-7	その他の砂利、碎石、砂	材3
2-4-8	間知石	材3
2-5	骨 材	
2-5-1	一般事項	材3
2-5-2	セメントコンクリート用骨材	材4
2-5-3	アスファルト舗装用骨材	材5
2-5-4	アスファルト用再生骨材	材9
2-5-5	フィラー	材10
2-5-6	安定材	材11
2-5-7	凍上抑制層用材料	材13
2-5-8	路盤用材料	材13
2-5-9	舗装を前提としない路盤用材料	材14
2-5-10	アーマーコート（3層式標準型、改良型）材料	材15
2-5-11	その他の砂利、砂、碎石等	材16
2-5-12	基礎及び裏込用材料	材16
2-5-13	間隙充填用材料	材16
2-5-14	コンクリート再生骨材	材16
2-6	木 材	
2-6-1	一般事項	材17
2-6-2	形状及び規格	材18
2-6-3	加圧式防腐処理	材20

2-6-4	木材保存剤	材21
2-6-5	くん煙式防腐処理	材23
2-7	鋼材	
2-7-1	一般事項	材24
2-7-2	構造用圧延鋼材	材24
2-7-3	軽量形鋼	材24
2-7-4	鋼管	材24
2-7-5	鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品	材24
2-7-6	ボルト用鋼材	材24
2-7-7	溶接材料	材25
2-7-8	鉄線	材25
2-7-9	ワイヤロープ	材25
2-7-10	プレストレストコンクリート用鋼材	材25
2-7-11	鉄網	材25
2-7-12	鋼製杭及び鋼矢板	材25
2-7-13	鋼製支保工	材25
2-7-14	じゃかご	材26
2-7-15	コルゲートパイプ	材26
2-7-16	ガードレール（路側用、分離帯用）	材26
2-7-17	ガードケーブル（路側用、分離帯用）	材26
2-7-18	ガードパイプ（歩道用、路側用）	材27
2-7-19	ボックスビーム（分離帯用）	材27
2-7-20	落石防護柵	材27
2-7-21	雪崩予防柵	材28
2-7-22	消波根固めブロックのフック及びシャックル	材28
2-7-23	斜面安定工（鉄筋挿入工・頭部連結併用工）部材	材29
2-7-24	その他の鉄線類	材31
2-8	セメント及び混和材料	
2-8-1	一般事項	材32
2-8-2	セメント	材33
2-8-3	混和材料	材34
2-8-4	コンクリート用水	材34
2-9	セメントコンクリート製品	
2-9-1	一般事項	材35
2-9-2	セメントコンクリート製品	材35
2-9-3	コンクリートブロック（工場製品）	材35
2-9-4	コンクリート縁石	材38
2-9-5	コンクリート側溝	材38

2-9-6	積ブロック	材38
2-9-7	張ブロック	材39
2-10	瀝青材料	
2-10-1	一般瀝青材料	材40
2-10-2	その他の瀝青材料	材42
2-10-3	再生用添加剤	材42
2-11	生芝・栽培芝及び粗朶等	
2-11-1	生芝	材43
2-11-2	栽培芝	材44
2-11-3	種子	材44
2-11-4	材料の貯蔵	材44
2-11-5	種子帯	材44
2-11-6	植生マット	材45
2-11-7	植生土のう	材45
2-11-8	播種工	材46
2-11-9	種子吹付工	材46
2-11-10	粗朶	材46
2-11-11	帯梢	材47
2-11-12	小杭	材47
2-11-13	有機質土壌改良材	材47
2-11-14	配合	材48
2-12	目地材	
2-12-1	注入目地材	材55
2-12-2	目地材	材55
2-13	塗料	
2-13-1	一般事項	材57
2-14	道路標識及び区画線	
2-14-1	道路標識	材59
2-14-2	区画線	材60
2-14-3	道路反射鏡	材61
2-14-4	視線誘導標	材62
2-15	その他	
2-15-1	コンクリート接着剤（エポキシ系樹脂）	材64
2-15-2	合成樹脂製品	材64
2-15-3	シート	材66
2-15-4	河川護岸用吸出し防止シート	材67
2-15-5	コンクリート用膨張材	材67
2-15-6	特殊路面（砂利道路面処理）	材67

第2章 材 料

2-1 材料一般

2-1-1 適 用

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、工事監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。

2-2 品質及び検査

2-2-1 工事材料の品質

- 1 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する試験結果表、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、工事監督員又は検査員の請求があった場合は、速やかに提示する。なお、J I S規格品のうち、J I Sマーク表示が認証され、J I Sマーク表示がされている材料・製品等（以下「J I Sマーク表示品」という。）については、工事監督員又は検査員の請求があった場合に、J I Sマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に代えることとする。
- 2 契約書第 12 条第 1 項に規定する「中等の品質」とは、J I S規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。
- 3 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、J I S又は設計図書で定める方法により、試験を実施しその結果を工事監督員に提出しなければならない。なお、J I Sマーク表示品については、試験を省略できる。
- 4 受注者は、設計図書において見本又は品質を証明する資料を事前に提出することと指定された工事材料については、工事監督員にこれを提出しなければならない。なお、J I Sマーク表示品については、J I Sマーク表示状態の確認とし、見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。
- 5 受注者は、工事材料を使用するまでに、その材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により、工事材料の使用が不相当と工事監督員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受ける又は監督職員と協議しなければならない。
- 6 受注者は、2-1-1適用でいう同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。

なお、J I S規格が定まっている建設資材のうち、海外のJ I Sマーク表示認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を工事監督員に提出するものとする。また、J I S認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を工事監督員に提出しなければならない。

- 7 工事に使用した材料の品質を証明する試験結果表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書は、受注者が、工事目的物の引渡し後、5年間保管し、発注者の請求に応じて提示又は提出することとする。

2-3 土

2-3-1 一般事項

- 1 工事に使用する土は、設計図書における各工種の施工に適合するものとする。
- 2 受注者は、工事監督員から指示があった場合は使用する土についての資料を提出し、工事監督員の承諾を得なければならない。

2-3-2 盛土材料

- 1 盛土材料は、一般に空隙が少なく、密度が大きく、工事目的物に適合するせん断強度、支持力及び透水性等の工学的性質をもったものでなければならない、
- 2 草根、木片、冰雪、凍土、有機不純物など容積変化を生ずるもの、含水・乾燥により不安定となる不良な粘性土等は使用してはならない。
- 3 粘性土等を使用する場合は、用途に適する含水量であり、工事監督員の承諾を得たものでなければならない。
- 4 盛土の締め固めに支障となる雑石等は、あらかじめ破砕するか、取り除かなければならない。
- 5 盛土材料として使用することが不適当な土、雑石は、次のようなものである。
 - (1) ベントナイト、温泉余土、酸性白土、有棧土など、容積変化の大きな土。
 - (2) 凍土、冰雪、草木、切株、その他多量の腐植物を含んだ土
 - (3) 化学的に公害を起こすもの。

2-4 石

2-4-1 石材

天然産の石材については、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5003

2-4-2 割栗石

割栗石は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5006 (割ぐり石)

2-4-3 雑割石

雑割石の形状は、概ねくさび形とし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。前面は概ね四辺形であって二稜辺の平均の長さが控長の2/3程度のものとする。

2-4-4 雑石

雑石は、天然石又は破砕石で、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

2-4-5 玉石

玉石は、天然に産し、丸みをもつ石で通常概ね15cm~25cmのものとし、形状は概ね卵体とし、表面が粗雑なもの、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

2-4-6 栗石

栗石は、玉石又は割栗石で20cm以下の小さいものとし、主に基礎・裏込栗石に用いるもの

であり、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

2-4-7 その他の砂利、碎石、砂

- 1 砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。
- 2 砂の粒度及びごみ・どろ・有機不純物等の含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。

2-4-8 間知石

間知石は、面が正方形に近いもので、控えは四方落としとし、控え尻は面の1/16以上の断面積があり、面に直角に測った控えの長さは面の最小辺の1.5倍以上を有し、かつ、控長1/10以上の合端を有するものでなければならない。

2-5 骨 材

2-5-1 一般事項

- 1 道路用碎石及びコンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。
 - (1) JIS A 5001 (道路用砕砂)
 - (2) JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び砕砂)
 - (3) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材)
 - (4) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材)
 - (5) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材)
 - (6) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材)
 - (7) JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)
 - (8) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)
 - (9) JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート)附属書A
(レディーミクストコンクリート)
- 2 受注者は、骨材を寸法別及び種類別に貯蔵しなければならない。
- 3 受注者は、骨材に有害物が混入しないように貯蔵しなければならない。
- 4 受注者は、粒度調整路盤材等を貯蔵する場合には、貯蔵場所を平坦にして清掃し、できるだけ骨材の分離を生じないようにし、貯蔵敷地面全面の排水を図るようにしなければならない。
- 5 受注者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、又は細粒分を多く含む骨材を貯蔵する場合に、防水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければならない。
- 6 受注者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合に、防湿的な構造を有するサイロ又は倉庫等を使用しなければならない。
- 7 細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように貯蔵しなければならない。
- 8 プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合には、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶乾質量に対しNaClに換算して0.03%以下としなければならない。
- 9 JIS A 5308
(レディーミクストコンクリート附属書A：レディーミクストコンクリート用骨材)

2-5-2 セメントコンクリート用骨材

1 細骨材及び粗骨材の粒度は、表2-1、2-2の規格に適合するものとする。

表2-1 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリートの細骨材の粒度の範囲

ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)
10	100
5	90 ~ 100
2.5	80 ~ 100
1.2	50 ~ 90
0.6	25 ~ 65
0.3	10 ~ 35
0.15	2 ~ 10 [注1]

[注1] 砕砂あるいはスラグ細骨材を単独に用いる場合は、2~15%にしてよい。
混合使用する場合で、0.15mm通過分の大半が砕砂あるいはスラグ細骨材がある場合には15%としてよい。

[注2] 連続した2つのふるいの間の量は45%を超えないのが望ましい。

[注3] 空気量が3%以上で単位セメント量が250kg/m³以上のコンクリートの場合は、良質の鉱物質微粉末を用いて細粒の不足分を補う場合等に0.3mmふるい及び0.15mmふるいを通るものの質量百分率の最小値をそれぞれ5及び0に減らしてよい。

表2-2 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリートの粗骨材の粒度の範囲

ふるいの呼び寸法(mm) 粗骨材の最大寸法(mm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)								
	50	40	25	20	15	13	10	5	2.5
40	100	95 ~ 100	—	35 ~ 70	—	—	10 ~ 30	0 ~ 5	—
25	—	100	95 ~ 100	—	30 ~ 70	—	—	0 ~ 10	0 ~ 5
20	—	—	100	90 ~ 100	—	—	20 ~ 55	0 ~ 10	0 ~ 5
10	—	—	—	—	—	100	90 ~ 100	0 ~ 15	0 ~ 10

[注]ふるいの呼び寸法は、それぞれ JIS Z 8801-1 に規定するふるいの公称目開き 53 mm、37.5 mm、26.5 mm、19 mm、16 mm、13.2 mm、9.5 mm、4.75 mm及び 2.36 mmである。
JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砂利)

2 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して十分な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。また、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から満足

なものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。

- 3 気象作用をうけない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。
 - 4 化学的あるいは物理的に不安定な細骨材及び粗骨材は、これを用いてはならない。ただし、その使用実績、使用条件、化学的あるいは物理的安定性に関する試験結果等から、有害な影響をもたらさないものであると認められた場合には、これを用いてもよいものとする。
- 1 すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、舗装コンクリートの場合は35%以下とし、その他の場合は40%以下とするものとする。なお、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下のものを使用するものとする。

2-5-3 アスファルト舗装用骨材

- 1 砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度は、表2-3～2-5の規格に適合するものとする。

表2-3 砕石の粒度

ふるい目の開き 粒度範囲(mm)		ふるいを通るものの質量百分率(%)														
呼び名		106mm	75mm	63mm	53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm	425μm	75μm	
単 粒 度 砕 石	S-80(1号)	80~80	100	85~100	0~15											
	S-60(2号)	60~40		100	85~100	-	0~15									
	S-40(3号)	40~30				100	85~100	0~15								
	S-30(4号)	30~20				100	85~100	-	0~15							
	S-20(5号)	20~13						100	85~100	0~15						
	S-13(6号)	13~5							100	85~100	0~15					
	S-5(7号)	5~2.5								100	85~100	0~25	0~5			
粒 度 調 整 砕 石	M-40	40~0			100	95~100	-	-	60~90	-	30~65	20~50	-	10~30	2~10	
	M-30	30~0				100	95~100	-	60~90	-	30~65	20~50	-	10~30	2~10	
	M-20	20~0					100	95~100	-	55~85	30~65	20~50	-	10~30	2~10	
ク ラ ッ シ ャ ラ ン	C-40	40~0			100	95~100	-	-	50~80	-	15~40	5~25				
	C-30	30~0				100	95~100	-	55~85	-	15~45	5~30				
	C-20	20~0						100	95~100	60~90	20~50	10~35				

[注1] 呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の砕石であっても、他の砕石、砂、石粉等と合成したときの粒度が、所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。

[注2] 花崗岩や頁岩などの砕石で、加熱によってすりへり減量が特に大きくなったり破壊したりするものは表層に用いてはならない。

表 2-4 再生砕石の粒度

ふるい目の開き		粒度範囲 (呼び名)	40 ~ 0 (RC-40)	30 ~ 0 (RC-30)	20 ~ 0 (RC-20)
通過 質量 百分 率 (%)	53 mm		100		
	37.5 mm		95 ~ 100	100	
	31.5 mm		—	95 ~ 100	
	26.5 mm		—	—	100
	19 mm		50 ~ 80	55 ~ 85	95 ~ 100
	13.2 mm		—	—	60 ~ 90
	4.75 mm		15 ~ 40	15 ~ 45	20 ~ 50
	2.36 mm		5 ~ 25	5 ~ 30	10 ~ 35

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

表 2-5 再生粒度調整砕石の粒度

ふるい目の開き		粒度範囲 (呼び名)	40 ~ 0 (RM-40)	30 ~ 0 (RM-30)	25 ~ 0 (RM-25)
通過 質量 百分 率 (%)	53 mm		100		
	37.5 mm		95 ~ 100	100	
	31.5 mm		—	95 ~ 100	100
	26.5 mm		—	—	95 ~ 100
	19 mm		60 ~ 90	60 ~ 90	—
	13.2 mm		—	—	55 ~ 85
	4.75 mm		30 ~ 65	30 ~ 65	30 ~ 65
	2.36 mm		20 ~ 50	20 ~ 50	20 ~ 50
	425 μm		10 ~ 30	10 ~ 30	10 ~ 30
75 μm		2 ~ 10	2 ~ 10	2 ~ 10	

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

2 砕石の材質は、表 2-6 の規格に適合するものとする。

表 2-6 安定性試験の限度

用途	表層・基層	上層路盤
損失量 %	12以下	20以下
[注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」の「1-1 A004 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法」による。		

- 3 砕石の品質は、表 2-7 の規格に適合するものとする。

表 2-7 砕石の品質

用途 項目	表層・基層	上層路盤
表乾密度 g/cm ³	2.45 以上	—
吸水率 %	3.0 以下	—
すり減り減量 %	30 以下 注)	50 以下

[注 1] 表層、基層用砕石のすり減り減量試験は、粒径 13.2 ~ 4.75 mm のものについて実施する。

[注 2] 上層路盤用砕石については主として使用する粒径について行えばよい。

- 4 鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表 2-8 によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格及び環境安全品質基準は、JISA5015（道路用鉄鋼スラグ）によるものとし、その他は砕石の粒度に準ずるものとする。

表 2-8 鉄鋼スラグの種類と主な用途

名 称	呼び名	用 途
単 粒 度 製 鋼 ス ラ グ	S S	加熱アスファルト混合物用
クラッシュラン製鋼スラグ	C S S	瀝青安定処理（加熱混合）用
粒 度 調 整 鉄 鋼 ス ラ グ	M S	上層路盤材
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	H M S	上層路盤材
クラッシュラン鉄鋼スラグ	C S	下層路盤材

- 5 路盤材に用いる鉄鋼スラグの規格は、表 2-9 の規格に適合するものとする。

表 2-9 鉄鋼スラグの規格

呼び名	修 正 C B R %	一軸圧 縮強さ MPa	単位容積 質 量 kg/ℓ	呈 色 判 定 試 験	水 浸 膨張比 %	エージング 期 間
M S	80 以上	—	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上
H M S	80 以上	1.2 以上	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上
C S	30 以上	—	—	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上

[注 1] 呈色判定は、高炉除冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

[注 2] 水浸膨張比は、鉄鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

[注 3] エージングとは高炉除冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉除冷スラグ及び製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には空気及び水による通常エージングと温水又は蒸気による促進エージングがある。

[注 4] エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを 3 ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が 0.6 % 以下

となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することが出来る。

- 6 加熱アスファルト混合物、瀝青安定処理（加熱混合）に用いる鉄鋼スラグ（製鋼スラグ）の規格は、表2-10の規格に適合するものとする。

表2-10 製鋼スラグの規格

呼び名	表乾比重 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり 減量 (%)	水浸 膨張比 (%)	エージング 期間
CSS	—	—	50以下	2.0以下	3ヶ月以上
SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3ヶ月以上

[注1] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

[注2] エージングとは製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、製鋼スラグを破砕後、空気及び水と反応させる処理（通常エージング）をいう。

- 7 砂は、天然砂、人工砂、スクリーニングス（砕石ダスト）などを用い、粒度は混合物に適合するものとする。

- 8 スクリーニングス（砕石ダスト）の粒度は、表2-11の規格に適合するものとする。

表2-11 スクリーニングスの粒度範囲

種類	ふるい目の開き 呼び名	通過質量百分率 (%)					
		4.75mm	2.36mm	600 μ m	300 μ m	150 μ m	75 μ m
スクリー ニングス	F2.5	100	85~100	25~55	15~40	7~28	0~20

(JIS A 5001 (道路用砕石))

- 9 アスファルト舗装用粗骨材

- (1) 粗骨材とは2.36 mmふるいに止まる骨材をいう。
- (2) 粗骨材は、混合物に適した粒土で、最も長いあるいはうすっぺらな石片、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。
- (3) 粗骨材の材質については表2-12の規格に適合するものとする。

表2-12 (1) 砂利

項目	試験方法	規定
		基層用 (中間層)
表乾密度	JIS A 1110	2.50以上
吸水率	JIS A 1110	3.0%以下
すりへり減量	JIS A 1121	30%以下
安定性試験損失量	JIS A 1122	12%以下

※試験に用いる材料の粗度範囲は、13~5mmとする。

表2-12(2) 砕石

項目	試験方法	規定		
		表層用	基層用 (中間層)	すべり止め用
表乾密度	JIS A 1110	2.50 以上	2.50 以上	2.60 以上
吸水率	JIS A 1110	2.5 %以下	3.0 %以下	2.5 %以下
すりへり減量	JIS A 1121	30 %以下	30 %以下	30 %以下
安定性試験損失量	JIS A 1122	12 %以内	12 %以内	12 %以内

※試験に用いる材料の粒度範囲は、13～5mm とする。

10 アスファルト舗装用細骨材

- (1) 細骨材とは 2.36 mmふるいを通過する骨材をいう。
- (2) ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。
- (3) 細骨材の材質は次表の規格に適合するものとする。

表2-13 細骨材の材質

項目	試験方法	規定		
		表層用	基層用 (中間層)	すべり止め用
表乾密度	JIS A 1109	2.55 以上	2.50 以上	2.55 以上
安定試験損失量	JIS A 1122	10%以内	12%以内	10%以内

2-5-4 アスファルト用再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表2-14の規格に適合するものとする。

表2-14 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

旧アスファルトの含有量	%	3.8 以上
旧アスファルトの性状	針入度 1/10 mm	20 以下
	圧裂係数 MPa/mm	1.7 以上
骨材の微粒分量	%	5 以下

[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。

[注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常 20～13 mm、13～5 mm、5～0 mmの3種類の粒度や 20～13 mm、13～0 mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は 13～0 mm の粒度区分のものに適用する。

[注3] アスファルトコンクリート再生骨材の 13 mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により 13～0 mm相当分を求めてもよい。また 13～0 mmあるいは 13～5 mm、5～0 mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から 13～0 mm をふるい取ってこれを対象に試験を行う。

[注4] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び 75 μ m を通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

[注5] 骨材の微粒分量試験は、JIS A 1103 (骨材の微粒分量試験方法) により求める。

[注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。

[注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧列係数のどちらかが基準を満足すればよい。

2-5-5 フィラー

- 1 フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。石灰岩を破砕した石粉の水分量は、1.0%以下のものを使用する。
- 2 石灰岩を破砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表2-15の規格に適合するものとする。

表2-15 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲

ふるい目 (μm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)
600	100
150	90 ~ 100
75	70 ~ 100

- 3 フライアッシュ、石灰岩以外の粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は、表2-16の規格に適合するものとする。

表2-16 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定

項 目	規 定
塑性指数 (PI)	4 以下
フロー試験 %	50 以下
吸水膨張 %	3 以下
剥離試験	1 / 4 以下

[注] 石粉の比重は、JIS A 5008 (舗装用石灰石粉) より、比重を 2.6 以上とする。

- 4 消石灰をはく離防止のためフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 9001 (工業用石灰) に規定されている生石灰 (特号及び1号)、消石灰 (特号及び1号) の規格に適合するものとする。
- 5 セメントをはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、フライアッシュセメントとし、JIS R 5210 (ポルトランドセメント)、及び JIS R 5211 (高炉セメント) の規格に適合するものとする。

